

## 厚生労働省事業の採択

平成 29 年 6 月 6 日、学校法人梅村学園（中京大学）を事業主体とする平成 29 年度老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業）事業が、厚生労働省によって採択されました。

### 事業主体

学校法人梅村学園（中京大学）

### 研究代表者

法務研究科教授・稲葉一人

### 事業規模

15,084,000 円

### 事業名

「日常生活や社会生活等において認知症の人の意思が適切に反映された生活が送れるようにするための意思決定支援のあり方に関する研究事業」

### 事業内容

「認知症の人には、意思決定能力の低下に応じて、日常生活の場面、医療・介護サービスを受ける場面ごとに配慮や支援が必要であることが認識されるようになったが、この配慮や支援を進める標準的なプロセスや有効なモデルが共有されていない。そのために、法的・倫理的な観点（平成 27 年度成果）や、現場での様々な取り組み（平成 28 年度成果）を踏まえ、現場で利用ができる指針ないしガイドライン等の策定に向けた検討を行う。」

### 研究代表者から背景の説明

研究代表者の法務研究科教授の稲葉一人です。この研究事業の背景をご説明します。

認知症の方であろうとも、本人の自己決定を尊重すること、つまり、意思決定を支援することが必要で、障害者条約（2014 年批准）や国内法（障害者総合支援法や、成年後見人利用促進法等）で求められていますが、現場では、認知症の人は意思決定能力がないと考え、「医療者・介護者（家族を含む）が善いと考える方法」で支援し、本人の意思を必ずしも尊重しないこと、あるいは、尊重するとしても、能力が減弱をした人にどのように支援してはいいのかが問われていました。

そこで、これまで、厚生労働省では、平成 27 年・28 年に、認知症の意思決定支援のための法的・倫理的な観点や、実際の事例の収集をしてきており、研究代表者はその作業の取りまとめ等をしてきました。

そこで、今年度は、総理大臣の成年後見人促進のための閣議決定や、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講じるための関係法律の整備に関する法律等を踏まえて、梅村学園を事業主体とする本事業が採択されたものです。かなりの国費をいただく本事業に責任感を感じると同時に、やりがいも感じています。

今後の高齢社会、認知症社会における、認知症の人の自己決定を支えるガイドライン作

成を本学園が率先して行うことは、極めて意義深く、今後このガイドラインが日本津々浦々で利用されることが予定されていることを考えても、未来の世代に大きな社会的な影響を与える意義深い事業と言えます。